

食品表示制度をめぐる事情

平成23年9月

消費者庁食品表示課

目次

I 食品表示に関する制度

- 食品表示に関する制度
 - 食品表示の基準について
 - 現在の食品表示業務について
- (参考)消費者庁設立以前の食品表示業務について

III 一元化の検討にあわせて検討することとされている事項

- 栄養表示の義務化に向けた検討
- 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理の概要
- 加工食品の原料原産地表示の拡大

II 各国食品表示の現状

- 食品表示に関する国際的ルール
- EU (一般食品表示指令2000/13/EC)
- 米国 (連邦食品医薬品化粧品法、公正包装表示法、連邦規則集第21章101)
- 韓国 (食品衛生法)

参 考

- 表示の具体例(アレルギー表示)
- // (栄養表示)
- // (原料原産地表示)
- // (遺伝子組換え表示)

I 食品表示に関する制度

I 食品表示に関する制度

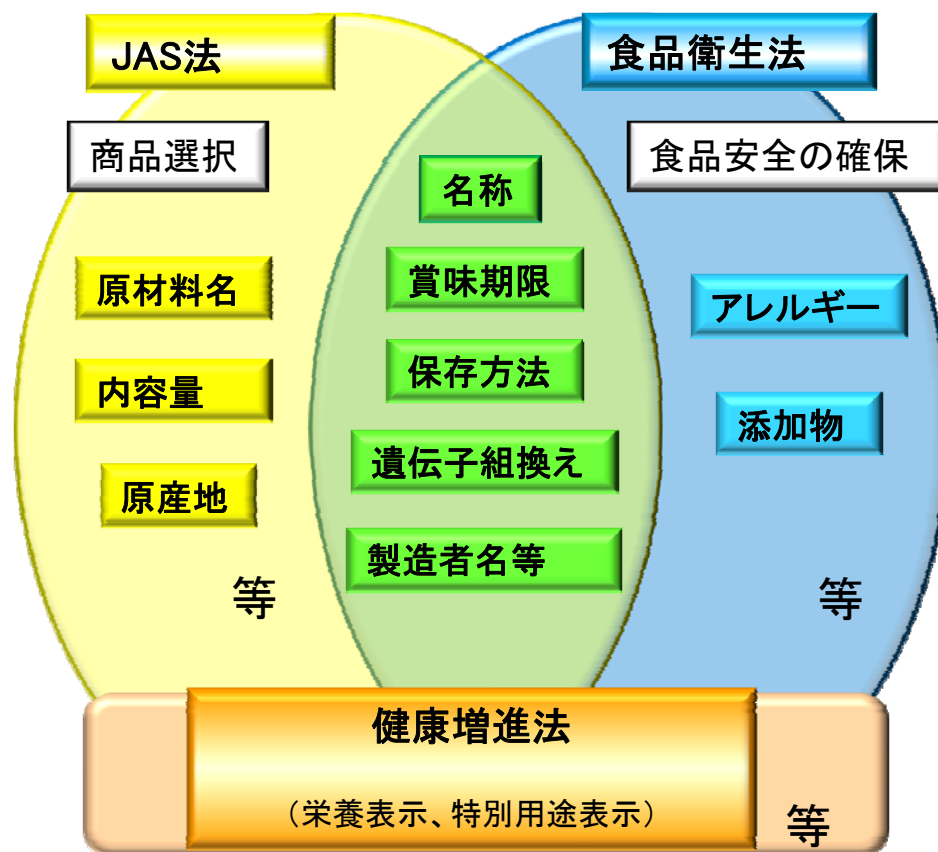
○食品表示に関する主な法律とその目的

食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること

J A S 法：原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること

健康増進法：栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係



(現行法令に基づく表示例)

名 称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内 容 量	81g 賞味期限 この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー 483 kcal	炭水化物 37.6g
たんぱく質 3.8g	ナトリウム 330mg
脂 質 35.3g	食塩相当量 0.8g

※栄養表示は任意

…腸内環境を良好にし、おなかの調子を整えます。

※特定保健用食品の表示は個別許可型



- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法、食品衛生法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

I 食品表示の基準について

<JAS法>

一般消費者の選択等に資するため、すべての飲食物品の品質に関する表示について、製造業者等が守るべき基準を定める。

生鮮食品 品質表示基準

○野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの。

・玄米及び精米品質表示基準
・水産物品質表示基準
・しいたけ品質表示基準
計 3品目

加工食品 品質表示基準

○生鮮の農産物などの原料を加工して製造された飲食物品。

個別品目ごとの品質表示基準
(例)野菜冷凍食品
農産物漬物
うなぎ加工品
ソーセージ 等
46品目

遺伝子組換え食品品質 表示基準

大豆、とうもろこし等の遺伝子組換え農産物とその加工食品については、「遺伝子組換え」等の表示を義務付け

<食品衛生法>

食品の安全性の確保のため、販売の用に供する食品・添加物に関する表示の基準を定める。

表示対象品目

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

・マーガリン
・清涼飲料
・食肉製品
・魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコン
・冷凍食品
・容器包装詰加圧加熱殺菌食品
・食肉、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの
・容器包装に入れられた加工食品
・容器包装に入れられていない生食用食肉等

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

○牛乳、バター、チーズ、アイスクリームなど、乳、乳製品及びこれらを主原料とする食品

・栄養成分含有表示
・栄養成分機能表示
・注意喚起表示

<健康増進法>

国民の健康増進を総合的に推進するため、特別用途の表示、栄養成分に関する表示の基準を定める。

特別用途表示

特定保健用食品(個別許可型)

○特定の保健の用途の表示
(便通、血糖値、血圧、コレステロール、歯・骨、中性脂肪etc)
・栄養成分量、一日摂取目安量
・バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言、注意事項

H23.8.22現在 962件

特別用途食品

○特別の用途の表示
・病者用食品(許可基準型(低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品)、個別評価型)
・妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品

H23.6.23現在 40件

栄養表示基準

任意表示

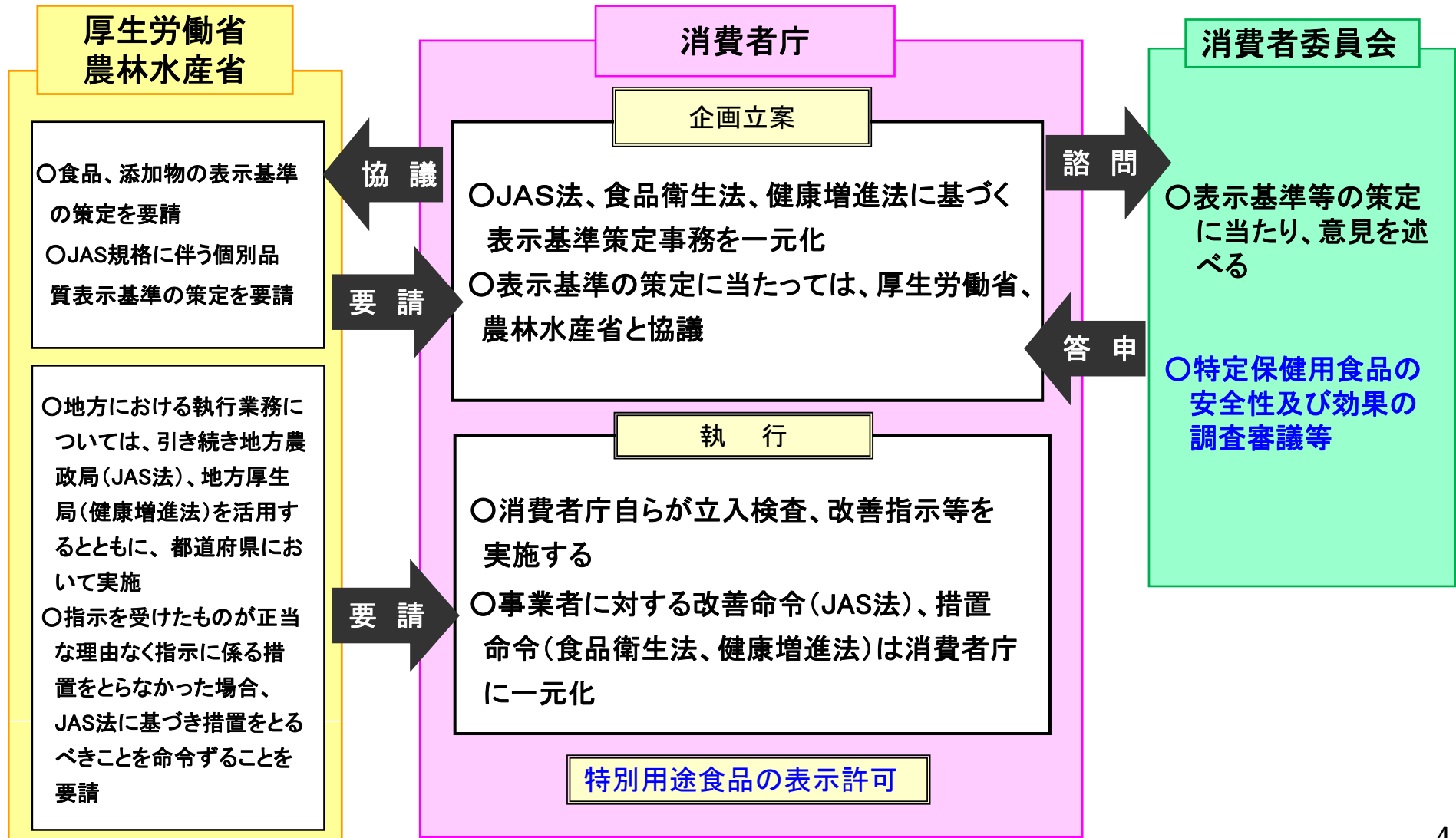
(熱量+主要栄養成分+表示しようとする栄養成分)

栄養機能食品(規格基準型)

(ビタミン12成分、ミネラル5成分)

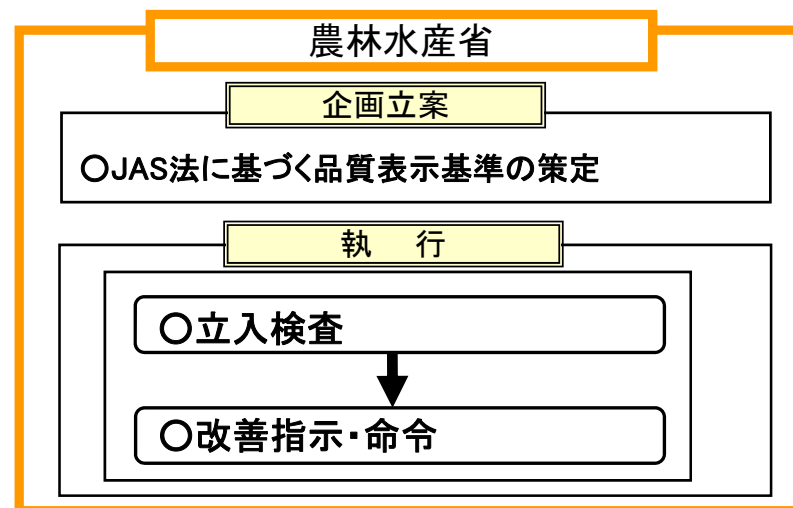
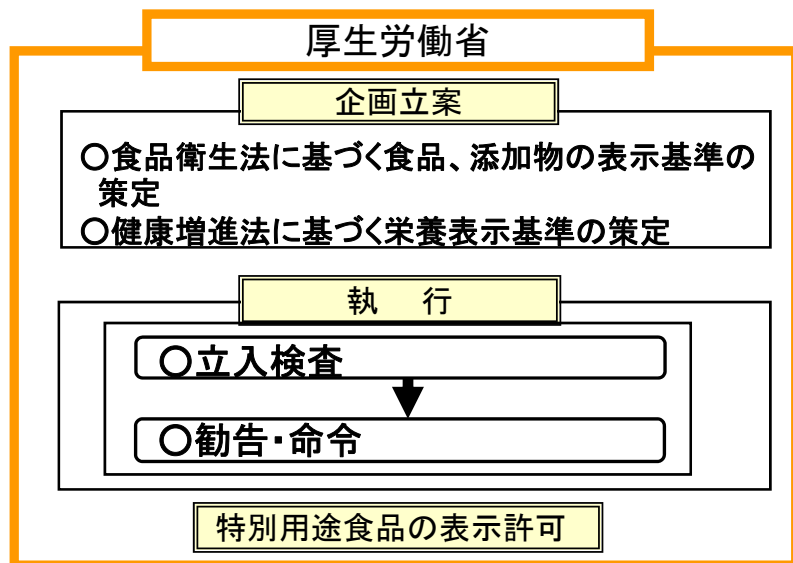
I 現在の食品表示業務について

- ・ 消費者庁では、JAS法、食品衛生法、健康増進法の表示規制にかかる事務を一元的に所掌。
- ・ 表示基準等の企画立案は消費者庁が担当。
- ・ 執行業務は関係省庁と連携して実施。



(参考) 消費者庁設立以前の食品表示業務について

- 食品衛生法、JAS法に基づく表示基準等については、厚生労働省・農林水産省が連携して「食品の表示に関する共同会議」を開催し、審議。
- 健康増進法に基づく表示基準については、薬事・食品衛生審議会において審議。



諮問

答申

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林物資規格調査会表示小委員会
(食品の表示に関する共同会議)

- 食品衛生法に基づく食品、添加物の表示基準、JAS法に基づく品質表示基準の検討を公開で行う。(H20実績:8回)
- 消費者、事業者、学識経験者等の委員から構成
- これまでの成果として、
 - ・期限表示の統一 (審議回数:4回)
 - ・原料原産地表示義務対象の拡大 (28回)
 - ・GMO表示義務対象の拡大 (8回)
 - ・アレルギー表示義務対象の拡大 (6回)

報告

報告

農林物資規格調査会

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会

新開発食品評価第一調査会
新開発食品評価第二調査会

- 特定保健用食品の安全性及び効果の調査審議を行う。(H20実績:各4回)
- 学識経験者等の委員から構成
- これまでの成果として、
 - ・特別用途表示等に係る規格等の作成
 - ・特定保健用食品の表示許可

報告

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会